

## 電器電子製品有害物質制限使用管理弁法の施行について

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約と結論>

工業情報化部など 8 部門は 2016 年 1 月 6 日、「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法(电器电子产品有害物质限制使用管理办法)」を公布した。施行は 2016 年 7 月 1 日からで、2006 年 2 月に施行された旧規定の「電子情報製品汚染制御管理弁法(电子信息产品污染控制管理办法)」は同日を以て廃止される。

新規定では対象となる電器電子製品を拡大すると共に、使用を制限する有害物質の範囲を拡大した。また従来の重点管理目録方式から、合格評定制度を取り入れた基準到達管理目録制度に変更するとし、研究開発に政策的支援を行う方針も打ち出している。

今回の改定に至った背景には、中国の電器電子産業の発展に伴って旧規定の内容ではカバーできない範囲が増えたことが挙げられる。また従来の管理方式では強制認証の取得に時間がかかって発売時期に影響が出るなど、産業発展やイノベーションの足かせになっていたことから工業情報化部は 2010 年 4 月より規定の修正作業に着手していた。

### 1. 旧規定からの主な変更点

#### ①対象製品の範囲拡大

中国国内で製造・販売あるいは輸入販売される電子機器および家電製品について、旧規定では具体的に電子通信製品、パソコン、電子材料製品などの名称が挙げられていたが、新規定では「電流や電磁界を用い、直流電流が 1,500 ボルト、交流電流が 1,000 ボルトを超えない設備」などと定められた。具体的には右の製品が該当するものとみられる。また対象外となる製品は右の通り。

対象製品
通信設備 ラジオ・テレビ設備 コンピューター・その他オフィス設備 家庭用電器電子設備 電子計器 工業用電器電子設備 電動工具 医療電子設備・器械 照明製品 文化教育・工芸美術・スポーツ・娯楽に関する電子製品
対象除外製品
発電・送電・配電に関する設備機器 軍用電器電子設備 特殊な環境や苛酷な環境で使用される電器電子設備 輸出用電器電子設備 一時的な輸入製品や中国国内で修理を行う電器電子設備 研究開発や試験目的の試作品 展示や展覧目的のサンプル品

-1-

本レポートは、業界・企業に関する情報の提供を目的としたものであり、お客様の経営判断や購買、契約行為にあたってはお客様のご判断のもとに行っていただくようお願いいたします。本レポートは、クララオンラインが直接ご提供するという方法でのみ配布しておりますので、お問い合わせにつきましてはクララオンラインまでご連絡ください。本レポートのいかなる部分も、一切の権利は株式会社クララオンラインに帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行うことを禁止いたします。なお本レポートに掲載されている第三者の企業名や商標、ロゴマークは個々の権利所有者に帰属します。また本レポートを日本国外で配布することは禁止いたします。

## ②制限有害物質の範囲拡大

旧規定では「鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)・国家が規定したその他の有毒有害物質及び元素」としていたが、新規定では鉛・水銀・カドミウムについてその化合物も制限対象とした。

## ③国家による政策的支援を明記

新規定では、電器電子製品の有害物質使用制限に関する研究開発や国際協力を支援する方針を明確に打ち出しており、代替物質や削減技術の研究開発などで成果をあげた組織や個人を称賛・激励するとしている。

## ④有害物質を使用した製品の目録管理方式を採用

合格評定制度により合格判定を受けた製品は、工業情報化部など 7 部門が作成する「基準到達管理目録(达标管理目录)」に掲載される。これにより旧規定の「重点管理目録」による管理方式は廃止となる。



本レポートは、北京凯思玛投资咨询有限公司(Cisema)の協力により作成しています。Cisema は中国強制認証(3C 認証)を専門とするコンサルティング会社で、本部はドイツにあります。クララオンラインでは同社を通じた 3C 認証の申請代行および取得支援サービス、3C 製品の通関支援サービス等を提供しています。

Cisema 中国 <http://www.cisema.com.cn>

原文：「电器电子产品有害物质限制使用管理办法」(第 32 号令)

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c4609634/content.html>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2016 年 3 月 28 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776